

6、住宅用家屋証明書について

<p>内容等</p>	<p>住宅用家屋証明は、個人が自己の住宅用家屋（一定の要件に該当する家屋）の所有権の保存登記、所有権の移転登記、抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受ける際に必要となるものです。</p> <p>証明書1枚につき1,300円</p>
<p>申請等に必要なもの</p>	<p>1. 新築された住宅用家屋</p> <p>(1) 住宅用家屋証明申請書(申請者または代理人の押印がされているもの)</p> <p>(2) 登記申請書(建物図面添付)又は登記事項証明書 いずれも写しで可</p> <p>2. 建築後使用されたことのない住宅用家屋</p> <p>(1) 住宅用家屋証明申請書(申請者または代理人の押印がされているもの)</p> <p>(2) 登記申請書(建物図面添付)又は登記事項証明書 いずれも写しで可</p> <p>(3) 売買契約書(又は売渡証書)の写し</p> <p>(4) 家屋未使用証明書の写し</p> <p>3. 建築後使用されたことのある住宅用家屋</p> <p>(1) 住宅用家屋証明申請書(申請者または代理人の押印がされているもの)</p> <p>(2) 登記事項証明書の写し</p> <p>(3) 売買契約書(又は売渡証書)の写し など</p> <p>4. 抵当権設定登記について</p> <p>(1) 住宅用家屋証明申請書(申請者または代理人の押印がされているもの)</p> <p>(2) 表示変更登記申請書等の写し</p> <p>(3) 金銭消費貸借契約書の写し</p> <p>転入手続きが済んでいない場合は、以下の書類も必要です。</p> <p>(1) 現在の住民票の写し</p> <p>(2) 申立書</p> <p>代理人による申請も可能です。</p>
<p>注意事項</p>	<p>軽減を受けられる住宅用家屋については、一定の適用要件があります</p> <p>また、個々の申請条件により添付書類が変わることがありますので、詳しい要件等はお問い合わせください</p>
<p>行政手続法(条例)等の基準</p>	<p>租税特別措置法第72条、第73条、第74条</p> <p>奄美市租税特別措置法関係手数料条例</p>